特記仕様書

1. 業務名

須崎市湊川水門監視カメラシステム賃貸借・保守業務

2. 業務の目的

本業務は、湊川水門の管理を目的として監視カメラシステムを整備し、当該施設の状況を遠隔（PC、スマートフォンから WEB ブラウザを起動し、所定の URL へアクセスすること。以下遠隔）で確認できる環境を構築するとともに、当該システムを安定的に運用するため、機器の賃貸借及び保守を行うものである。

3. 賃貸借期間

納入日から 5 年間（60 か月）とする。

4. 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日まで

※上記納入期限に間に合わない場合は、納入可能時期別途協議する。

5. 設置場所及び台数

設置場所：高知県須崎市大谷 384-44 地先

対象施設：湊川水門

カメラ台数：2 台

録画装置：1 式

設置位置については既設監視カメラと同じ位置とするが､設置が困難な場合は発注者と協議して決定する。

6. 業務内容

受注者は、次の業務を行うものとする。

・監視カメラ及び録画装置等の機器の賃貸借
・監視カメラ及び必要な関連機器の設置・設定
・遠隔映像確認環境の構築
・必要なネットワーク及び通信設備の設定
・システムの動作確認等
・契約期間中の保守及び故障対応

7. 監視カメラの仕様

監視カメラは、次の性能を有するものとする。

・ネットワークを利用して映像を伝送できること。
・有効画素数は 200 万画素以上、フレームレートを 15 フレーム/秒とする。

・昼夜を問わず撮影できること。※昼間はカラー映像とするが、夜間においては白黒映像でもよい
・24 時間連続して撮影及び録画できること。
・屋外に設置する場合は、設置環境に適した防塵・防水性能を有すること。
・カメラの撮影方向及び画角を設置後に調整できること。

8.　録画装置
・2 台の監視カメラの映像を同時に録画できること。
・録画映像を検索及び再生できること。
・録画映像には撮影日時を記録できること。
・録画容量は、1 週間分の連続録画に適した容量を確保すること。
・録画映像は、古い映像から自動的に上書き保存できること。

9.　遠隔監視
・インターネット等のネットワークを介して遠隔から現地の監視カメラ映像を確認できること。
・2 台のカメラの映像を個別に確認できること。
・必要に応じて、録画映像の検索及び再生ができること。
・遠隔監視に必要な通信機器、設定及びソフトウェア等は、受注者が用意するものとする。
・外部からの不正アクセスを防止するため、適切な認証及び通信上の安全対策を講じること。

10.　保守
・保守対応時間は、原則として平日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までは対応可能とすること。それ以外の時間についても対応可能であれば対応するものとする。
・発注者から故障等の連絡を受けた場合、速やかに原因を確認し、必要な対応を行うこと。
・カメラ、録画装置、通信機器その他本業務により設置した機器に故障が発生した場合は、修理又は交換を行うこと。
・故障等により監視できない期間が 1 週間を超える場合は、発注者と協議し迅速に復旧すること。
・機器の原因による故障・不具合については、原則として受注者の負担により対応すること。
・保守に必要な部品及び交換費用は、賃貸借料に含むものとする。
・障害の復旧が完了した場合は、発注者に報告すること。

11.　セキュリティ及び情報管理
・監視カメラの映像は、本業務の目的以外に使用してはならない。
・発注者の承諾なく、映像を第三者に提供又は公開してはならない。
・遠隔監視システムについて、不正アクセスを防止するため必要なセキュリティ対策を講じること。
・受注者は、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
・契約終了時には、受注者が管理する須崎市のデータについて、発注者の指示に従い適切に返却、消去又は廃棄すること。

12.　設置工事

・設置に必要な電源、通信、配線、取付金具等の工事を行うこと。
・工事に必要な機器、材料及び費用は、賃貸借料に含むものとする。
・配線等は、施設の利用及び安全に支障がないよう施工すること。
・設置後、須崎市と受注者でカメラの撮影範囲を確認し、必要に応じて調整すること。

13.　動作確認及び操作説明

受注者は、設置及び設定完了後、次の事項を確認すること。
・2 台のカメラが正常に撮影できること。
・正常に録画できること。
・遠隔で映像を閲覧できること。
・遠隔で録画映像の検索及び再生ができること。
・その他システムが正常に動作すること。

14.　契約終了時の措置

契約期間終了後、契約の更新が予定されていない場合、受注者は設置した機器を撤去し、設置場所を原状回復すること。なお、撤去及び原状回復に必要な費用は、入札金額に含むものとする。

15.　費用

入札金額には、本業務の履行に必要な次の費用をすべて含むものとする。
・監視カメラ 2 台の賃貸借費用
・録画装置等の賃貸借費用
・通信機器及び付属物
・設置工事費
・電源・配線工事費
・初期設定費
・動作確認費
・操作説明費
・契約期間中の保守費
・受注者の原因に帰する故障時の修理・交換費
・契約終了時の撤去・原状回復費
・その他、本業務に必要な一切の費用

16. 特約事項

・この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であり、履行期間内における当該契約の給付について、各年度間を継続的に、かつ円滑に履行できるようにするための基本契約の締結である。よって、発注者は、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。

17.　その他

・本仕様書に定める性能を満たすものであれば、メーカー及び機種は問わないものとする。

・本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。

・本業務の実施に当たっては、関係法令及び発注者の関係規程を遵守すること。